

相続税申告資料一覧表(1)

資 料 名		請 求 先 等	必要部数	備 考
被相続人関係書類	被相続人の原戸籍謄本	区・市役所	3	
	被相続人の戸籍(除籍)謄本	区・市役所	3	
	被相続人の父又は母の戸籍(除籍)謄本	区・市役所	3	
	被相続人の住民票の除票	区・市役所	3	
	死亡診断書の写し	医師・病院	1	
	被相続人の経歴書	遺族・相続人	1	
	被相続人の遺言書・死因贈与の契約書の写し	自宅・公証人役場	2	
	過去の相続税申告書の控え	自宅	1	財産評価方法
	被相続人の過去5年間の所得税の確定申告書の写し	自宅	1	
	財産・債務の明細書のコピー	自宅	1	
	被相続人の手帳等のメモ	自宅		
相続人関係書類	相続人全員の戸籍謄本又は抄本	区・市役所	3	
	相続人全員の住民票(本籍記載)・印鑑証明書	区・市役所	3	
	相続人の経歴書及び家族構成等	遺族・相続人	1	相続人の趣味
	相続欠落・排除の有無、相続放棄の手続きの有無	遺族・相続人	2	相続放棄受理証明書
	未成年については代理人の戸籍謄本と住民票	区・市役所	3	
財産取得者	相続人及び農業相続人の確認	氏名と人数	-	別紙記入
	被相続人の配偶者の有無と遺産分割の確認 仮装・隠ぺいした財産の税額軽減の適用除外	有 無 分割 確認		配偶者の税額軽減
	法定相続人で未成年者の有無	有 無	-	未成年者控除の適用
	法定相続人で障害者の有無	一般 特別 無	-	障害者控除の適用
	1親等の血族及び配偶者以外の者の有無	有 無	-	2割加算の適用
	被相続人が10年以内に相続しているかどうか	有 無	-	相次相続控除の適用
相続人代表を選びますか。	はい	相続人代表氏名	いいえ	連絡先
<p>相続人が財産を取得した場合には次の規定の適用がありますが、相続放棄者には適用がありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.死亡保険金及び死亡退職金等に対する非課税並びに個人立幼稚園等の教育用財産の非課税 2.債務控除及び立木の85%評価の特例 3.相次相続控除 4.相続税の納税猶予(申告期限までに遺産分割が必要) 				

相続税申告資料一覧表(2)

資 料 名	請 求 先 等	必要部数	備 考	
法定相続人とその数の確認	氏名と人数		相続税の総額計算ほか	
遺産分割協議書		3	申告書第11表	
<p>(注)相続開始後の遺産は、共同相続人間において共有となり、その分割はまず遺言による分割が指定されている場合にはその遺言により、遺言がない場合には共同相続人間の協議により分割を行います。</p> <p>この共同相続人間による遺産分割が整わないとき又は協議ができないときは、家庭裁判所に遺産分割の調停又は審判の申立てを行います。</p> <p>遺産分割は1回にまとめて作成する必要はなく、財産分割が確定する都度、または財産の種類に応じて数回に分けて作成することができます。</p> <p>遺産分割が確定して遺産分割協議書が作成された後、遺産分割のやり直しをするケースがありますが、この遺産分割のやり直しにより財産を再分配しますと贈与税が課税されます。</p> <p>したがって、遺産分割のやり直しとならないよう当初の分割において相続人間で十分に協議して実行するようにしてください。</p> <p>遺産分割協議書の作成に当たっては、各相続人又は代理人がそれぞれ自署捺印することとなっています。</p>				
不 動 産	土地・建物の登記簿謄本・公図・権利書の写し	法務局・自宅	2	貸金庫
	地形図・建物の見取図・写真	遺族・相続人	1	
	路線価図及び路線価・借地権割合・借家権割合	税務署	1	
	土地・建物の固定資産税評価額証明書	区・市役所		
	土地の地目(宅地、山林、農地等)の現況確認	区・市役所・遺族	2	
	土地・建物の相続開始時と直前の利用状況	遺族・相続人		住宅地図
	土地の賃貸借契約書のコピー	自宅・貸金庫	1	
	建物の賃貸借契約書のコピー 相続開始日現在の賃貸独立部分の床面積(賃貸継続中の一部空室分を含む)とその独立部分の床面積合計	自宅・貸金庫	1	敷金、保証金等の確認、賃貸割合
	山林等の縄延の確認	謄本と実測図		
	未登記土地・建物及び先代名義の不動産等の確認	遺族・相続人		
	過去10年間の不動産の売買契約の確認	遺族・相続人		契約書、申告書等
	小規模宅地の評価特例を選択する宅地等 <u>遺産分割が適用要件</u> 配偶者の税額軽減 小規模宅地等の評価特例 相続税の納税猶予	遺族・相続人		遺産分割確認
	物納申請予定地、延納担保提供予定地	遺族・相続人		各種申請書
	相続税の納税猶予制度の適用	遺族・相続人		
	納税猶予に関する適格者証明書	農業委員会	2	
生産緑地・準農地の市町村長の証明書	市・区役所・役場	2		
遺産分割協議書	自宅			

相続税申告資料一覧表(3)

資料名		請求先等	必要部数	備考
事業用財産	事業所得の決算書のコピー	自宅又は店	1	3年分
	固定資産台帳	自宅又は店	1	償却資産税の申告書
	棚卸表又は月次の売上金額と仕入金額	自宅又は店	1	年初から相続まで
	得意先元帳・仕入先元帳・手形記入帳	自宅又は店	1	相続開始の年分のもの
	総勘定元帳	自宅又は店	1	3年分
有価証券	所有有価証券 自宅保管有価証券のコピー 保護預けの有価証券の残高証明書 取引証券会社の顧客元帳のコピー	自宅 証券会社	1 2	発行会社名(銘柄) 取引所名 所有株式数 端株の確認 名義人
	上場株式のコピー、保護預り証又は配当金支払書	自宅又は証券会社	2	
	新株引受権、配当期待権の確認	会社四季報		
	気配相場等のある株式のコピー、保護預り証等	自宅又は証券会社	2	
	取引相場のない株式 相続開始前3年間の決算書、法人税の申告書・内訳書	自宅又は会社	1	株主台帳・資産明細・元帳 類似業種比準価額資料 純資産価額評価資料
	国債・地方債・社債・割引債等の債券の確認	自宅又は証券会社	1	保護預り証等
	貸付信託・公社債投資信託等の受益証券	自宅又は証券会社		評価資料
	相続開始の直前に購入した有価証券の確認	遺族又は証券会社	1	
	上記の各有価証券については、被相続人名義のほか、相続人名義・無記名のすべてを用意してください。			
預貯金等	預貯金の残高証明書	銀行等	2	定期性預金については、その発生から現在までを一覧表として作成します。 土地の譲渡代金については、その資金の流れを一覧表に作成します。
	普通預金通帳のコピー	自宅	2	
	定期性預金の証書のコピー	自宅・貸金庫	2	
	金銭信託の残高証明書	信託銀行	2	
	定額郵便貯金・通常貯金等	郵便局	2	
	上記の預貯金等については、相続開始5年前から相続開始までの被相続人、家族及び孫その他の名義のものを 用意してください。			
その他の財産	家財道具一覧表	自宅	2	
	書画・骨董・刀剣等の明細書・鑑定評価証明書	自宅・古美術商	2	美術年鑑・古物商
	貴金属・宝石・七宝等の明細書	自宅・貸金庫	2	
	未収金明細書、貸付金明細書	自宅・契約書	2	未収家賃・地代
	電話加入権	自宅	2	電話番号
	ゴルフ・レジャー会員権証書等のコピー	自宅・発行会社	2	名義人の確認
	自動車、ヨット	自宅	2	車検証等のコピー
	被相続人の趣味に係る物	自宅	2	

相続税申告資料一覧表(4)

資料名		請求先等	必要部数	備考			
その他の財産	保険金の支払通知書のコピー	自宅	2	振込の確認(預金通帳等)			
	保険証書・郵便年金証書(権利課税対象分)	自宅	2	名義変更(新契約者)			
	死亡退職金等・弔慰金の支払通知書のコピー	勤務会社	2	弔慰金の判定			
	個人年金証書のコピー	自宅	2	継続受取人の変更手続			
	郵便年金証書のコピー	自宅	2	継続受取人の変更手続			
	信託財産の受益権証書のコピー	信託銀行	2	信託計算書			
	同族会社との貸借関係	会社・自宅	2				
	満期返戻金のある損害保険契約証書のコピー	自宅	2	名義変更(新契約者)			
	建物更生共済契約証書のコピー	自宅	2	名義変更(新契約者)			
その他(立竹木・果樹・漁船・著作権等)	自宅ほか	2	評価資料				
債務及び葬式費用	借入金明細書・残高証明書(取得資産とのチェック)	銀行・関係会社	2	契約書			
	資産等の取得に係る未払金・ローン等	自宅	2	会費等			
	賃貸借契約書等の契約書のコピー	自宅	2				
	国税・地方税の領収書・通知書のコピー	自宅	2				
	死亡した年の給与等・公的年金等の源泉徴収票	自宅	2				
	所得税、消費税の準確定申告書のコピー	自宅・税務署	2				
	医療費の領収書のコピー・メモ	自宅・病院	2				
葬儀費用の明細書・領収書・香典帳	自宅	2					
生前贈与加算	相続人等に対する生前贈与 1. 贈与の確認 2. 受贈者の氏名、贈与年月日 3. 贈与財産の種類・数量・評価額等 4. 贈与税の申告の有無 5. 贈与税の配偶者控除の適用の有無 相続開始の前年以前の贈与 相続開始の年の贈与 6. 贈与税の申告書のコピー		本人 本人	相続開始前3年以内の被相続人からの贈与財産は、相続の課税を受けます。			
	相続人相互間に連帯納付義務が設けられており、未納税額について他の相続人に督促される場合があります。						
納付方法	1 金銭納付	原則：一時納付		延納期間	利子税の割合		
		延納	一般の場合		5年以内	6.0%	
			不動産等の割合	50%以上75%未満	不動産対応分	15年以内	3.6%
					動産対応分	10年以内	5.4%
				75%以上	不動産対応分	20年以内	3.6%
		動産対応分	10年以内	5.4%			
2 物納については、事前にご相談ください。							